

令和4年9月29日

保護者の皆様

横手市子育て支援課長

### 新型コロナウイルス感染症に関する療養期間及び自宅待機期間について

保護者の皆様には、感染拡大防止にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、これまでは陽性が判明すると、医療機関から保健所へ発生届が出され、保健所から陽性者への指示がありました。この一連の動きが9月26日より変更になったと県より発表されました。このことを受けまして、保育施設等利用の保護者の皆様にご理解いただきたい点について、以下の通りまとめました。引き続き、保育施設等ほか、利用する全ての施設への連絡につきましては、ご協力のほどよろしく願いいたします。

#### 【医療機関から保健所へ出される発生届について】（県の資料※1参照）

・発生届が出され、保健所から連絡が入る方は、65歳以上の方、入院を要する方、重症化リスクがある方、妊娠中の方などに限定されました。それ以外の陽性者については、発生届が出されないため、保健所からの連絡はありません。多くの子どもは発生届の対象者以外となるため、陽性者の療養期間や家族の自宅待機期間については、受診した医療機関に尋ねたり県のホームページで確認したりすることが必要となります。

#### 【感染者の療養期間について】

##### (1) 症状がある場合（県の資料※2参照）

・発熱、咳、喉の痛み、鼻水等の風邪症状が出始めた日を発症日とします。これは、検査をして陽性が判明した日とは異なる場合があります。例えば、軽い症状が出始めた日から数日後に受診し陽性が判明した場合は、発症日と陽性判明日が異なります。従って療養期間を数える際は、発症日を0日目とし、7日目までが療養期間となり、8日目から保育施設等が利用可能となります。

・同じ日に陽性が判明しても、保育施設等を利用可能となる日が違うことがあります。これは、発症日が異なることによるものです。

・8日目から登園可能となりますが、10日間が経過するまでは感染リスクがあるため、丁寧な健康観察と感染予防行動（県の資料※3参照）のご協力をお願いいたします。

##### (2) 検査を受けた日から療養期間終了まで症状がない場合（県の資料※4参照）

・検査を受けた日を0日目とし、7日目までが療養期間となり、8日目から保育施設等を利

用可能となります。

**【濃厚接触者である同居家族等の待機期間について】**（県の資料※5参照）

・家族の陽性が判明したら、同居されている方は濃厚接触者となるため、自宅待機をお願いいたします。

・陽性者に、発熱、咳、喉の痛み、鼻水等の風邪症状が出始めた日（無症状の場合は検査を受けた日）、または、家庭内で下記のような感染対策を取り始めた日のいずれか遅い方を0日目として5日間の自宅待機となります。症状がないことを確認の上、6日目から登園可能となります。ただし、7日間が経過するまでは感染リスクがあるため、丁寧な健康観察と感染予防行動（県の資料※3参照）のご協力をお願いいたします。

※感染対策とは 感染者と他の同居者の部屋を可能な限り分ける、換気、マスク着用、手洗い、手指消毒、物の共有を避ける、ドアノブ等の共有部分を消毒するなど

**【自宅待機期間中に、別の家族が発症した場合について】**

・自宅待機期間中に、別の家族が発症した場合は、自宅待機期間が延長となります。改めて発症した家族の症状が出始めた日（無症状の場合は検査をした日）を0日目として、5日間の自宅待機となります。症状がないことを確認の上、6日目から登園可能となります。

横手市子育て支援課  
幼保係

TEL 35-2133

# 濃厚接触者である同居家族等の待機期間について

自宅療養により、陽性者と生活を共にする家族や同居者の待機期間は、

- 陽性者の発症日（陽性者が無症状の場合は、検体採取日）
- 陽性者の発症等により住居内で感染対策※を講じた日

のいずれか遅い方を0日目として5日間の自宅待機をお願いいたします。

## 濃厚接触者の待機期間

陽性者が自宅療養した場合の濃厚接触者の待機期間



※ 待機期間開始後7日間が経過するまでは、ご自身で検温など健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスク着用等の感染対策をお願いします

陽性者が無症状で、自宅療養中に発症した場合の濃厚接触者の待機期間



※ 待機期間開始後7日間が経過するまでは、ご自身で検温など健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスク着用等の感染対策をお願いします

新型コロナウイルス感染症対策

# 陽性の判明から療養までの流れが変わります

9/(月)  
26  
から



- 相談を一元的に受け付ける「総合案内窓口」を開設します。(「あきた新型コロナ受診相談センター」への直通電話は終了します。)
- 自己検査、県が実施する無料PCR等で検査をして陽性反応が出たら、陽性者登録をお願いします。
- 発生届が出されない方の自宅療養中の健康観察の方法が変わります。
- 療養証明書の発行は終了します。(医療機関でお渡しする「新型コロナ療養ガイド」や「検査キット配付・陽性者登録センター」からのメール等をご活用ください。)

相談先に迷ったら

24時間受付

## 総合案内窓口

8時～17時

☎018-895-9176

17時～翌8時

☎018-866-7050



LINEでも相談できます

※質問の内容に応じて案内します。症状によっては、医師または看護師が対応します。

## 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われた際の受診・検査方法

### 医療機関を受診

受診の際は必ず事前に電話してください

### 「検査キット配付・陽性者登録センター」が配付する検査キットで検査

☎0120-777-798 9時～17時

### 自己検査・県が実施する無料PCR等で検査

陽性が判明したら

検査をして陽性反応が出たら

医療機関で療養支援の情報などを記載した「新型コロナ療養ガイド」をお渡します



「検査キット配付・陽性者登録センター」に陽性者登録をお願いします

- ※未就学児、65歳以上の方、基礎疾患のある方、妊娠中の方は登録することができません。医療機関を受診してください。
- ※医療機関を受診した方は登録する必要はありません。
- ※自己検査は、必ず第一類医薬品の検査キットを使用してください。詳しくは薬局でお渡しするチラシをご覧ください。

#### 発生届※の対象者

- ◆65歳以上の方
  - ◆入院を要する方
  - ◆重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新たな酸素投与が必要と医師が判断する方
  - ◆妊娠中の方
- ※発生届はこれまで同様、保健所へ提出されます

※1

発生届の対象者以外

登録された情報を医師が確認し、確定診断を行います  
陽性と診断された場合はメールで診断結果と療養支援の情報をお知らせします

保健所から連絡があります

保健所からの連絡はありません

症状により入院・自宅療養・宿泊療養

自宅療養が基本となります



発生届の対象者以外の方で宿泊療養を希望する場合はこちらをご覧ください

### 自宅療養中の健康観察

#### 発生届が出された方

次のいずれかの方法で行います。

スマートフォン/パソコン

○ご自身で「My HER-SYS\*(マイハーシス)」へ入力  
※自身や家族の健康状態をスマートフォン等で入力できるシステム

電話

- 「秋田県健康フォローアップセンター」からの電話確認
- 自動音声による電話確認

#### 発生届が出されない方

ご自身やご家族による健康観察をお願いします。



自宅療養中の過ごし方や健康観察は「自宅療養のしおり」をご覧ください

#### 療養期間中の外出は・・・

症状が軽快してから24時間経過した方、無症状の方は、

- 公共交通機関を使わないこと
- 外出時や人と接する際には短時間とし、必ずマスクを着用すること

を前提に、食料品の買い出しなどの必要最小限の外出を行うことは差し支えありません。

右のような方は、医療機関でお渡しする「新型コロナ療養ガイド」や、「検査キット配付・陽性者登録センター」からのメールをご覧ください  
「総合案内窓口」にご連絡ください

自宅療養中に体調が悪化した

医療機関の受診などについて相談したい

食料品や生活用品が調達できないので配送してほしい

## 療養期間が見直されました



療養が終了しても

症状のある方は10日間

症状のない方は7日間

が経過するまでは感染リスクがあります

感染予防行動の徹底をお願いします

- 検温などご自身で健康状態を確認する
- 高齢者等ハイリスク者との接触、高齢者福祉施設等ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等避ける
- マスクを着用する 等

### 症状のある方

(現に入院している方を除く)

症状が出た日を0日目として、原則7日間の療養(自宅等)をお願いします。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
10/1(例)	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11	10/12	
発症日												
療養期間(7日間)												
療養終了日												
職場復帰・登校可												
感染予防行動を徹底												

療養終了に際しては、症状軽快後24時間経過する必要があります。

### 症状のない方

検査を受けた日を0日目として、原則7日間の療養(自宅等)をお願いします。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
10/1(例)	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11	10/12	
検査を受けた日												
療養期間(7日間)												
療養終了日												
職場復帰・登校可												

5日目にご自身で入手した検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除できます。

秋田県

新型コロナウイルス感染症の保健医療に関する情報はこちらをご覧ください。



救急医療機関や救急車の適正な利用をお願いします。

©2015秋田県 んだっちゃん

